
参考資料

- 1 さいたま市文化芸術都市創造条例
- 2 さいたま市文化芸術都市創造計画の策定体制
- 3 さいたま市文化芸術都市創造計画の策定経過
- 4 アンケート調査

さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。
 - ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
 - イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）
 - ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
 - エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。

7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するように配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）

(3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○さいたま市文化芸術都市創造審議会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第 10 条

内 容：計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問
に応じ調査審議する

○文化芸術に関する意見交換会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第 11 条

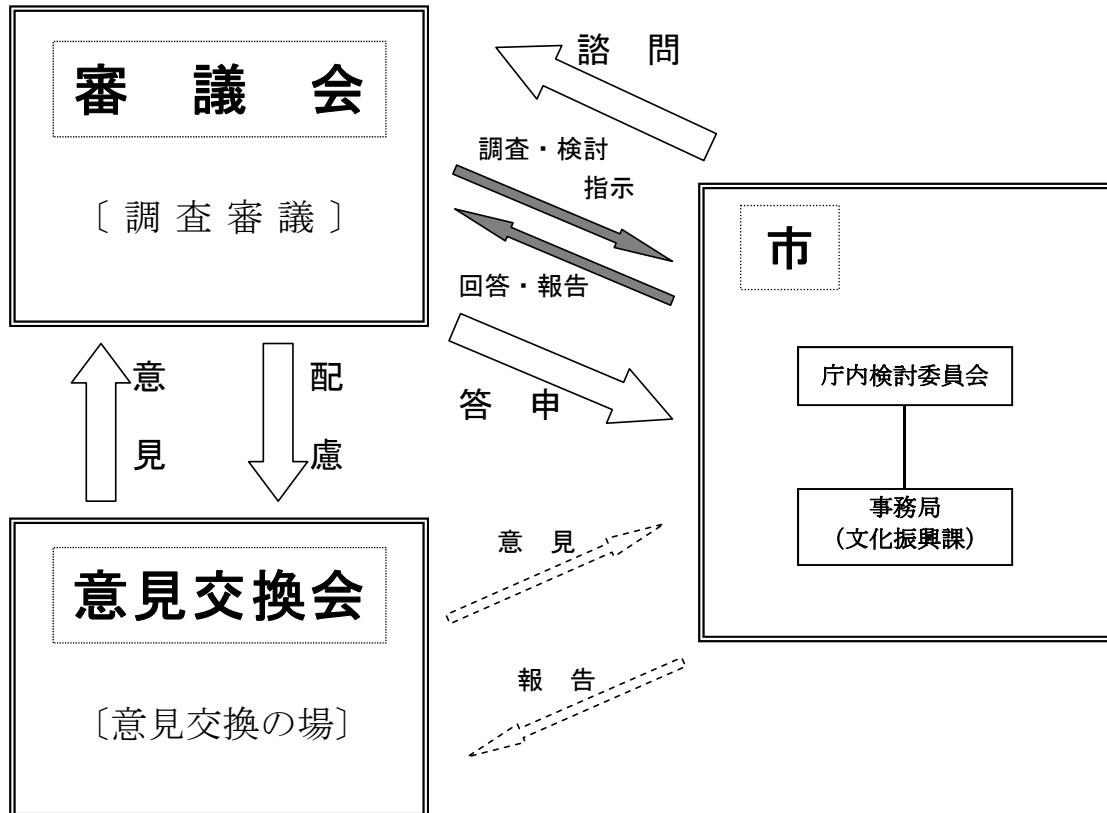
文化芸術に関する意見交換会設置要綱

内 容：文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等、
文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者が相互に意見交換する

○さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会設置要綱

内 容：さいたま市文化芸術都市創造条例第 6 条の規定に基づく文化芸術都市の
創造のための計画を策定するに当たり、必要な事項について検討を行う



○さいたま市文化芸術都市創造審議会

■委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役職等
会 長	加藤 種男	企業メセナ協議会 専務理事
副会長	田中 恭子	埼玉大学経済学部 教授
委 員	青木 康高	さいたま市文化振興事業団 理事長
委 員	安島 瑤山	公募委員
委 員	稲田 浩	さいたま市文化協会 理事長
委 員	島 頼子	さいたま観光国際協会 副会長
委 員	永島 邦夫	さいたま市自治会連合会 副会長 ※平成 25 年 8 月～
委 員	服部 圓	さいたま商工会議所女性会 会長
委 員	平野 幸三	NHKさいたま放送局 局長 ※平成 25 年 8 月～
委 員	細川 ゆきの	公募委員

[前任者]

- ・中村 みよ子 さいたま市自治会連合会 副会長
※～平成 25 年 8 月
- ・畑野 祐一 NHKさいたま放送局 局長
※～平成 25 年 8 月

■さいたま市文化芸術都市創造審議会規則

さいたま市規則第59号

さいたま市文化芸術都市創造審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市文化芸術都市創造条例（平成23年さいたま市条例第42号）第12条の規定に基づき、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民・スポーツ文化局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

■ 諮問・答申

市ス文第 615 号
平成24年5月29日

さいたま市文化芸術都市創造審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇人

文化芸術都市の創造について（諮問）

さいたま市文化芸術都市創造条例第10条の規定により下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について

2 諮問理由

別紙のとおり

諮 問 理 由

さいたま市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適しています。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指しているところです。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められています。

そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要です。

そこで、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の策定及び同計画に基づく施策展開の方向性について、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成26年 2月24日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市文化芸術都市創造審議会
会長 加藤 種男

文化芸術都市の創造について（答申）

平成24年5月29日付け市ス文第615号で諮問を受けた、さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について、本審議会は、文化芸術に関する意見交換会や、パブリック・コメント等を通じた多くの皆様の意見を踏まえながら、平成24年度より計6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

こうした審議を踏まえ、さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画については「さいたま市文化芸術都市創造計画（案）」、文化芸術都市の創造に関する施策については「(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想（案）」を別冊のとおりまとめましたので、本日ここに答申いたします。

○文化芸術に関する意見交換会

■委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役職等
委員長	石上 城行	埼玉大学教育学部 准教授
副委員長	三須 康男	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長
委員	五十嵐 健一	鉄道博物館 学芸員
委員	井藤 仁	岩槻人形協同組合 理事
委員	大久保 佐貴玖	公募委員 ※～平成 26 年 2 月
委員	おかべ りか	挿絵画家・漫画家
委員	小林 正太郎	株式会社 J T B 関東 法人営業埼玉支店 マネージャー ※平成 25 年 6 月～
委員	齊藤 茂	公募委員
委員	柴原 早苗	公募委員
委員	宮本 智子	公募委員
委員	村木 益実	株式会社 F M N A C K 5 編成部担当部長
委員	山口 聖子	公募委員
委員	山田 登美男	日本盆栽作家協会 代表幹事

[前任者]

- ・竹村 潤一 株式会社 J T B 関東 営業部マネージャー
※～平成 24 年 10 月
- ・花田 陽介 株式会社 J T B 関東 法人営業埼玉支店マネージャー
※平成 24 年 11 月～平成 25 年 6 月

■文化芸術に関する意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換する場として、文化芸術に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次の事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 文化芸術都市創造のための施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
 - (2) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 意見交換会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、意見交換会を総括し、意見交換会の会議の議長となる。
- 3 意見交換会に副委員長を置き、前条第1項の委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 意見交換会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会

■さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市文化芸術都市創造条例第6条の規定に基づく文化芸術都市の創造のための計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について検討を行うため、さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める職員で組織する。

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、市民・スポーツ文化局スポーツ文化部長の職にある者を、副委員長には市民・スポーツ文化局スポーツ文化部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成26年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係のある職員に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会の下に、必要な事項を調査及び研究するための専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の設置及び運営に関しては、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民・スポーツ文化局スポーツ文化部長
市民・スポーツ文化局スポーツ文化部次長
市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課長
市長公室広報課長
政策局政策企画部企画調整課長
市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課長
市民・スポーツ文化局区政推進室副参事
保健福祉局福祉部福祉総務課長
子ども未来局子ども育成部子育て企画課長
環境局環境共生部環境総務課長
経済局経済部経済政策課長
経済局観光政策部観光政策課長
都市局まちづくり推進部まちづくり総務課長
建設局土木部土木総務課長
（幹事区）区役所区民生活部コミュニティ課長
（幹事区）区役所区民生活部コミュニティ課長
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長
教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課長

※（幹事区）平成23年度（西区・緑区）、平成24年度（大宮区・中央区）
平成25年度（浦和区・岩槻区）

■平成 23 年度

平成 24 年	2 月 3 日	第 1 回 さいたま市文化芸術都市創造計画策定等 庁内検討委員会
---------	---------	-------------------------------------

■平成 24 年度

平成 24 年	5 月 29 日	第 1 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会（諮問）
---------	----------	----------------------------

	6 月 1 日 ～15 日	平成 24 年度さいたま市民意識調査
--	------------------	--------------------

	7 月～8 月	アンケート調査（文化芸術活動団体調査、市民文化 芸術活動状況調査、さいたま市イメージ調査）
--	---------	--

	7 月 31 日	第 1 回 文化芸術に関する意見交換会
--	----------	---------------------

	8 月 29 日	第 1 回 さいたま市文化芸術都市創造計画 策定等庁内検討委員会
--	----------	-------------------------------------

	11 月 1 日	第 2 回 文化芸術に関する意見交換会
--	----------	---------------------

	11 月 19 日	第 2 回 さいたま市文化芸術都市創造計画 策定等庁内検討委員会
--	-----------	-------------------------------------

平成 25 年	1 月 17 日	第 2 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会
---------	----------	------------------------

	2 月 20 日	第 3 回 文化芸術に関する意見交換会
--	----------	---------------------

	2 月 21 日	平成 24 年度さいたま市議会市民生活委員会 所管事務調査報告 (新しい文化芸術創造都市を目指して～「さいたま市文化芸術創造都市」宣言～)
--	----------	---

	3 月 15 日	第 3 回 さいたま市文化芸術都市創造計画 策定等庁内検討委員会
--	----------	-------------------------------------

	3 月 21 日	第 3 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会
--	----------	------------------------

■平成 25 年度

平成 25 年	6 月 4 日 ～18 日	平成 25 年度さいたま市民意識調査
	6 月 28 日	第 1 回 文化芸術に関する意見交換会
	8 月 27 日	第 1 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会
	9 月 26 日	第 1 回 さいたま市文化芸術都市創造計画 策定等庁内検討委員会
	10 月 20 日 ～12 月 14 日	タウンミーティング [10 区で開催]
	10 月 23 日	第 2 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会
平成 26 年	1 月 21 日	第 2 回 文化芸術に関する意見交換会
	1 月 6 日 ～2 月 5 日	パブリック・コメント制度による意見募集
	2 月 20 日	第 3 回 さいたま市文化芸術都市創造審議会
	2 月 24 日	さいたま市文化芸術都市創造審議会（答申）

■パブリック・コメント制度による意見募集結果

- 1 実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～2 月 5 日
- 2 意見提出者数 16 人
- 3 意見項目数 67 件
- 4 修正件数 8 件

■タウンミーティングの開催結果

- 1 期 間 平成 25 年 10 月 20 日～12 月 14 日（10 区で開催）
- 2 テー マ ○文化芸術都市創造のための具体的な取組について
○シンボル事業としての（仮称）さいたまトリエンナーレについて
- 3 参加人数 238 人（傍聴者 20 人含む）

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、市民等の意見を広く取り入れるため、「さいたま市民意識調査」のほか、「文化芸術活動団体調査」、「市民文化芸術活動状況調査」、「さいたま市イメージ調査」を実施し、計画策定の基礎資料とする。

(2) 調査概要

調査名		調査概要
A. さいたま市民意識調査	〔平成25年度〕 A-1. 在住者	①調査対象：市内在住の満20歳以上の男女5,000人 ②抽出方法：住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出 ③調査方法：郵送配布・郵送回収法 ④調査期間：H25.6.4～6.18 ⑤有効回収数：2,672ss（回収率53.4%）
	A-2. 在勤者	①調査対象：市外から市内へ通勤する満20歳以上の男女2,000人 ②調査方法：事業所経由で郵送配布・郵送回収法 ③調査期間：H25.6.4～6.18 ④有効回収数：540ss（回収率27.0%）
	〔平成24年度〕 A-3. 在住者	①調査対象：市内在住の満20歳以上の男女5,000人 ②抽出方法：住民基本台帳にもとづく層化多段無作為抽出 ③調査方法：郵送配布・郵送回収法 ④調査期間：H24.6.1～6.15 ⑤有効回収数：2,783ss（回収率55.7%）
B. 文化芸術活動団体調査		①調査対象：A文化協会加盟団体（48団体） B文化施設（9施設）利用団体 ②調査方法：A郵送配布・郵送回収法 B直接配布・直接回収法 ③調査期間：H24.7.24～8.6 ④有効回収数：246ss
C. 市民文化芸術活動状況調査		①調査対象：さいたま市在住のネットリサーチモニター ②調査方法：インターネットによるネットリサーチ ③調査実施：H24.7 ④回収数：300ss
D. さいたま市イメージ調査		①調査対象：さいたま市を除く関東地方在住のネットリサーチモニター ②調査方法：インターネットによるネットリサーチ ③調査実施：H24.7 ④回収数：700ss

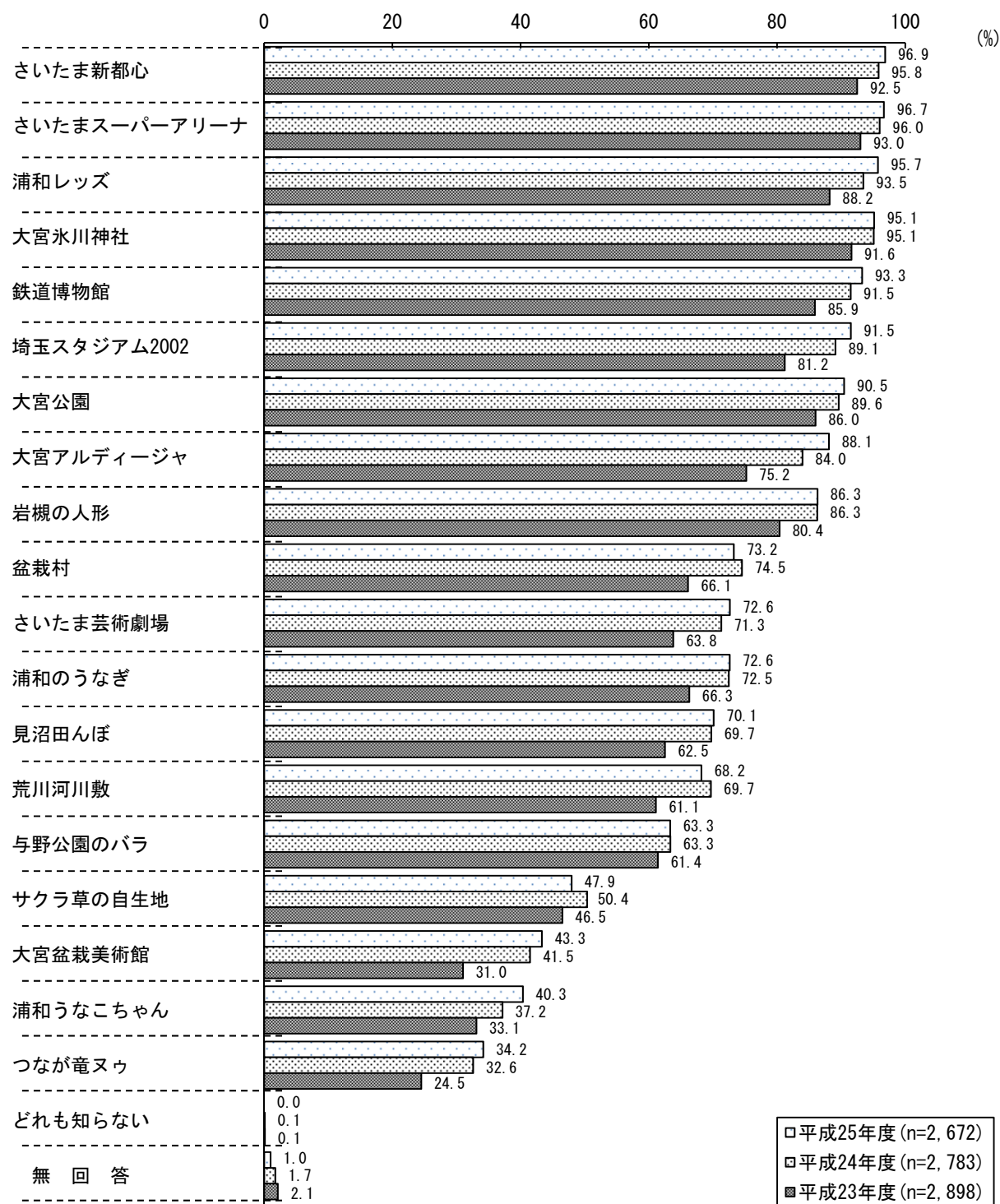
(3) 主な調査結果

A. さいたま市民意識調査（文化芸術に関わる設問を抜粋）

A-1. 在住者

問7 「さいたま市内」にある以下の施設、名所、特産品などについてあなたが知っているものすべてに○印をつけてください。（○はいくつでも）

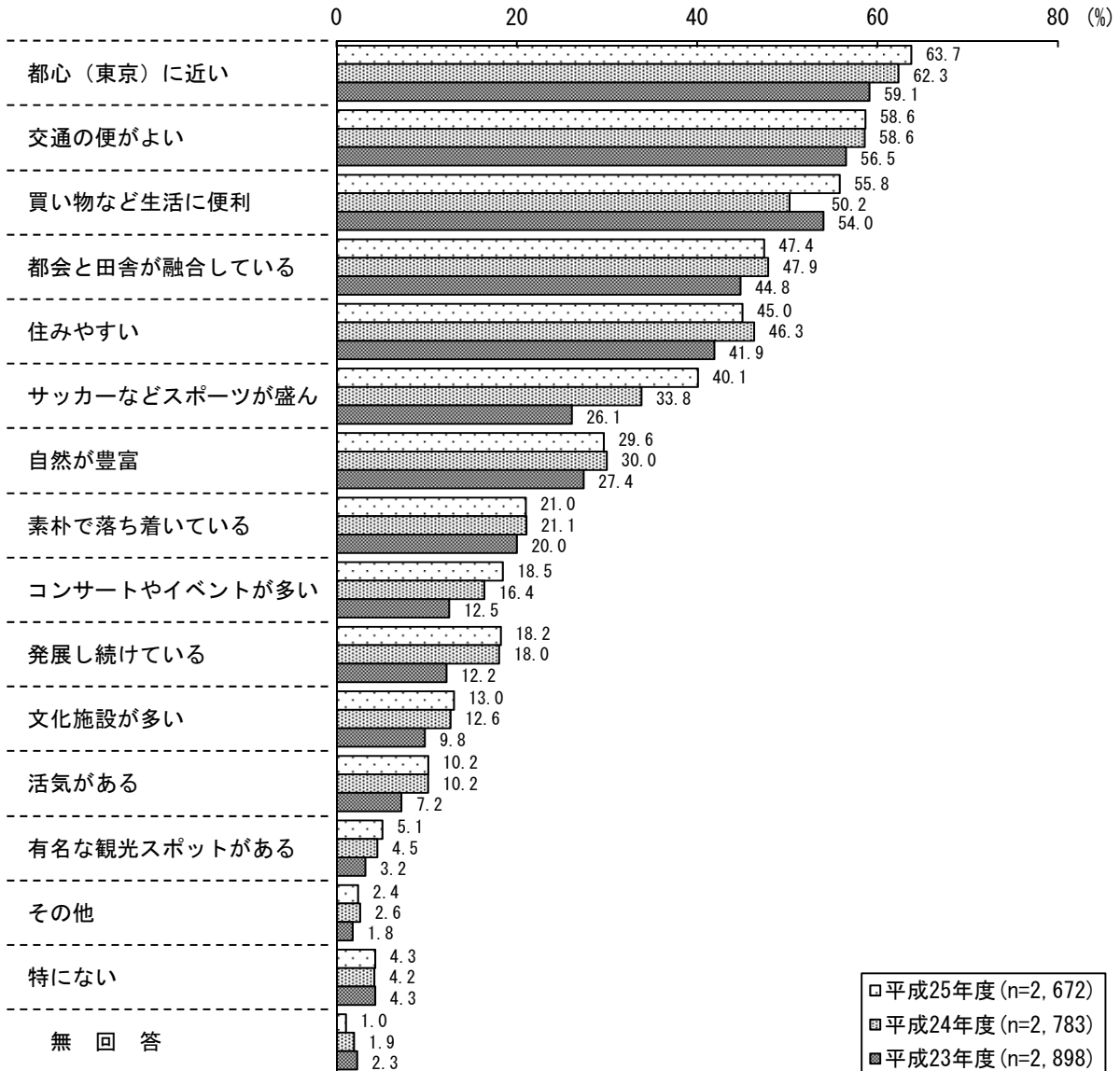
図2-2-1 さいたま市内について知っているもの



(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問8 あなたは、「さいたま市」のどのようなところに魅力を感じますか。また、よいところだと思いますか。(〇はいくつでも)

図2-3-1 さいたま市の魅力

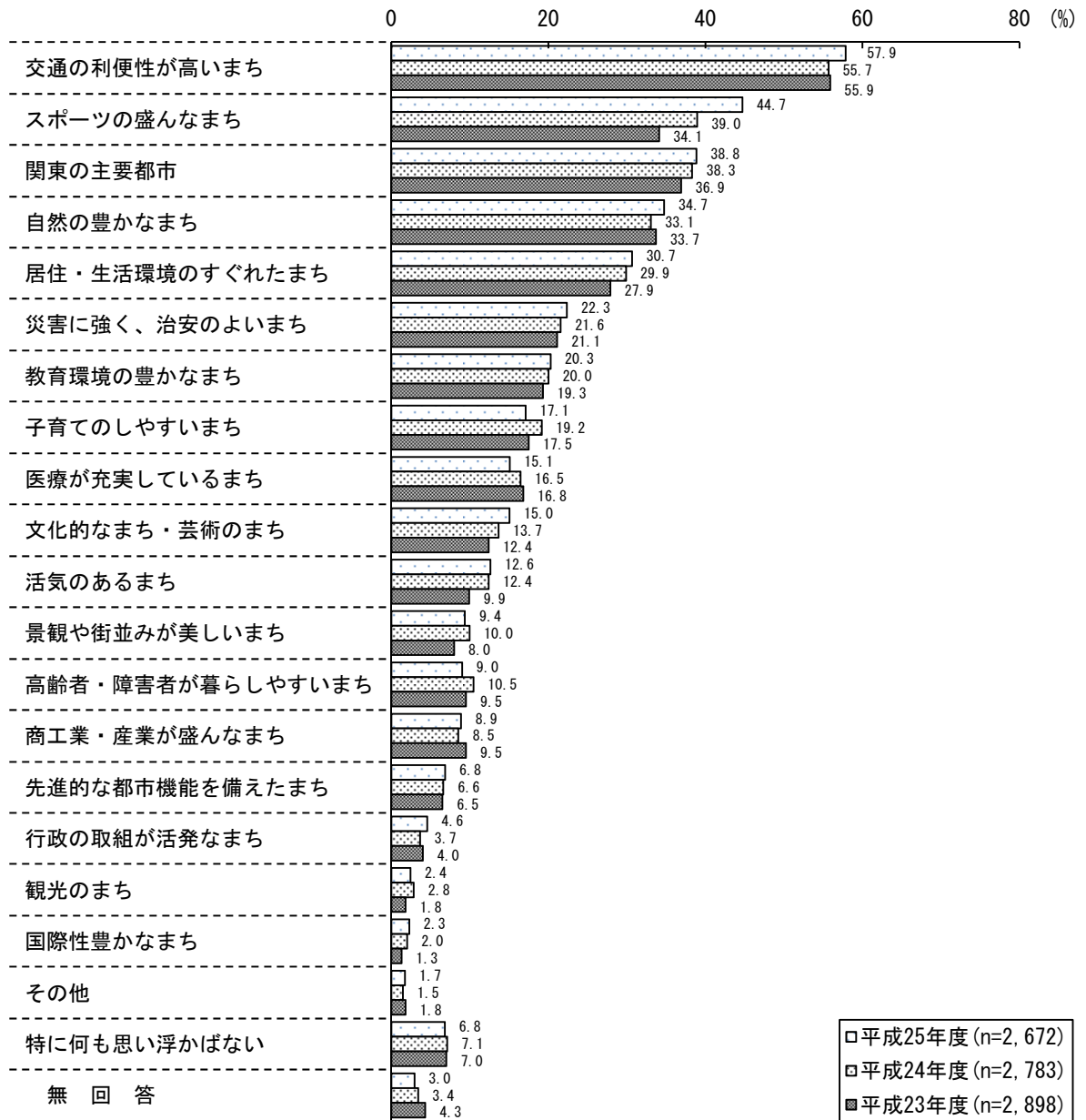


(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問9 現在の「さいたま市」のイメージと今後の発展の方向について質問します。

(1)「さいたま市」にどのようなイメージを持っていますか。(〇はいくつでも)

図2-4-1 さいたま市のイメージ

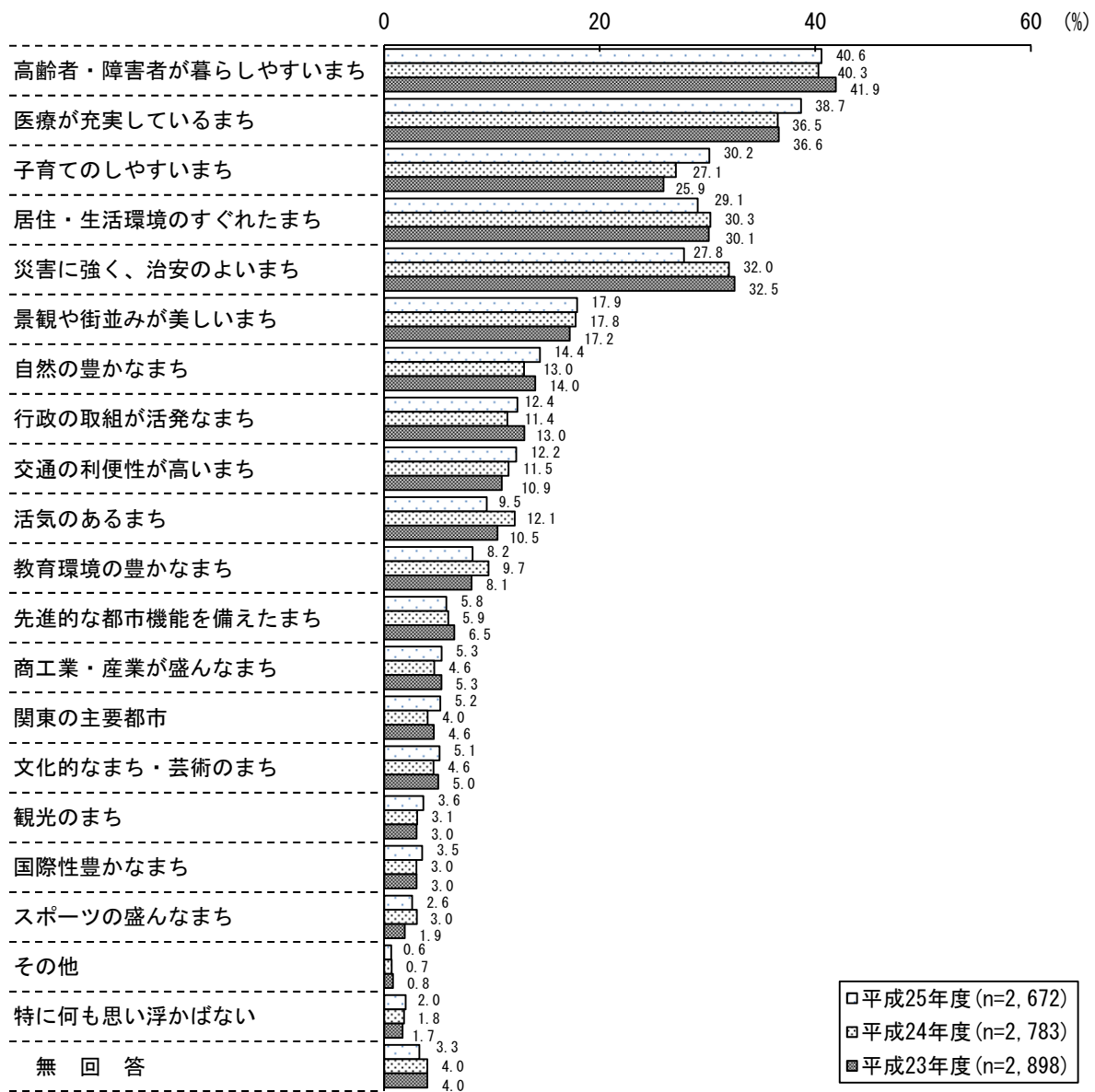


(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問9 現在の「さいたま市」のイメージと今後の発展の方向について質問します。

(2) 誰もが住んでみたいと思う魅力的な都市になるためには、将来どのような方向へ発展すればよいと思いますか。(〇は3つまで)

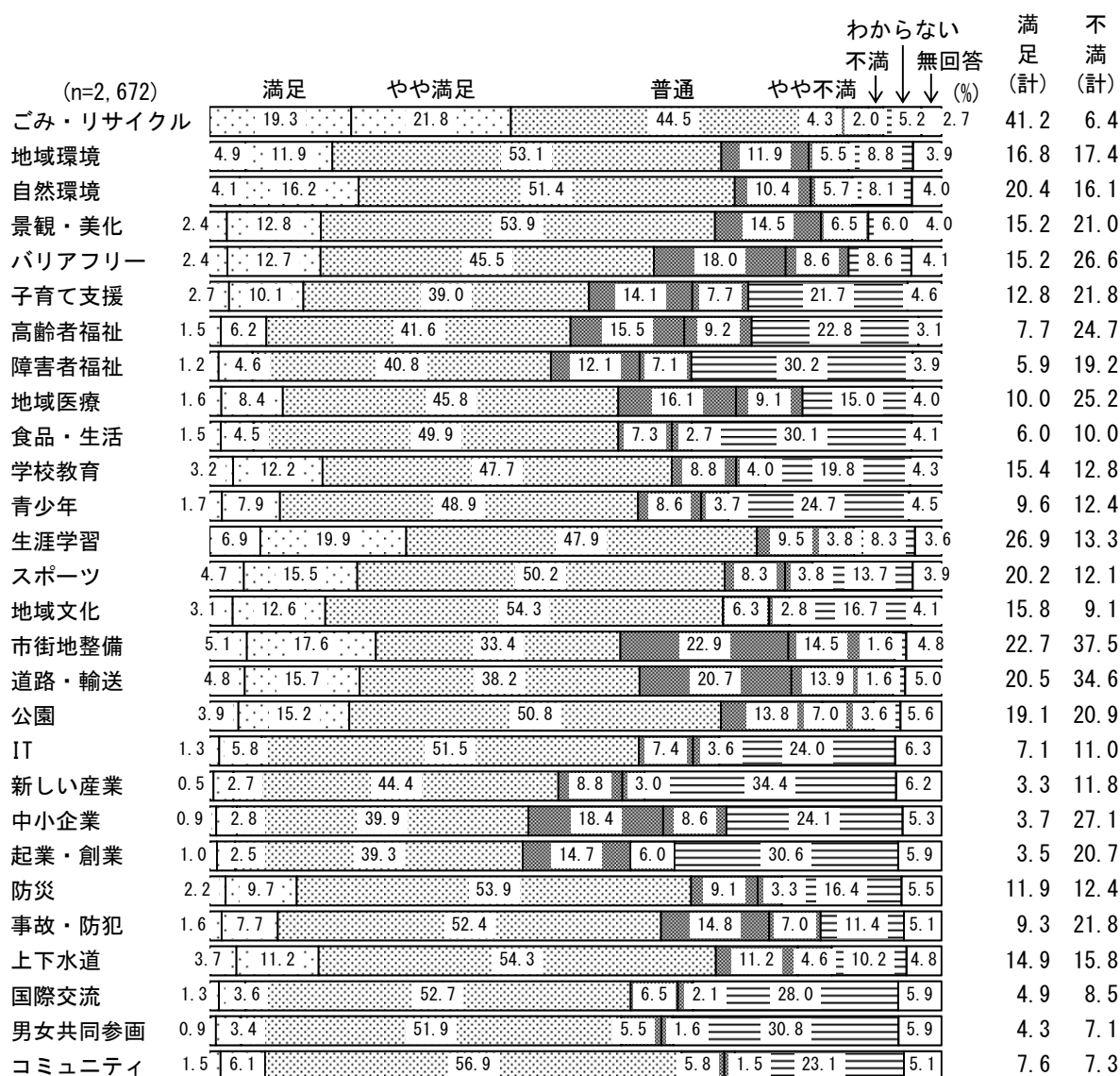
図2-5-1 さいたま市の発展の方向性



(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問 10 「さいたま市」が行っている施策や事業の満足度と重視度について質問します。
 (1) 以下の1~28の施策について、あなたは、現在どれくらい満足していますか。
 各項目ごとに当てはまる番号を1つずつ選んでください。

図 3-3-1 現状の満足度



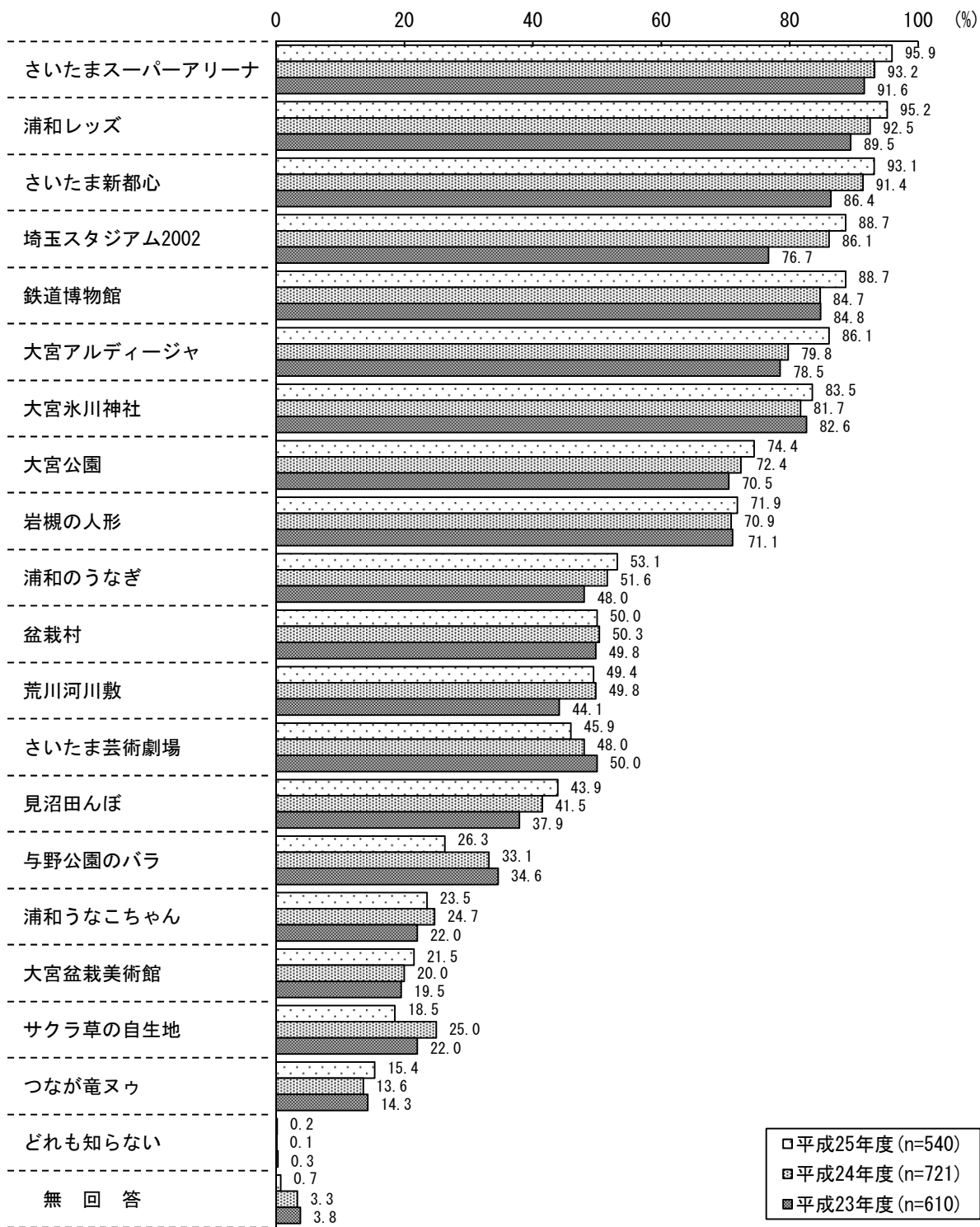
(注記) 『満足 (計)』は、「満足」「やや満足」の合計
 『不満 (計)』は、「不満」「やや不満」の合計

(出典：平成 25 年度 さいたま市民意識調査報告書)

A-2. 在勤者

問1 「さいたま市内」にある下記の施設、名所、特産品等について、あなたが知っているものすべてに○印をつけてください。(○はいくつでも)

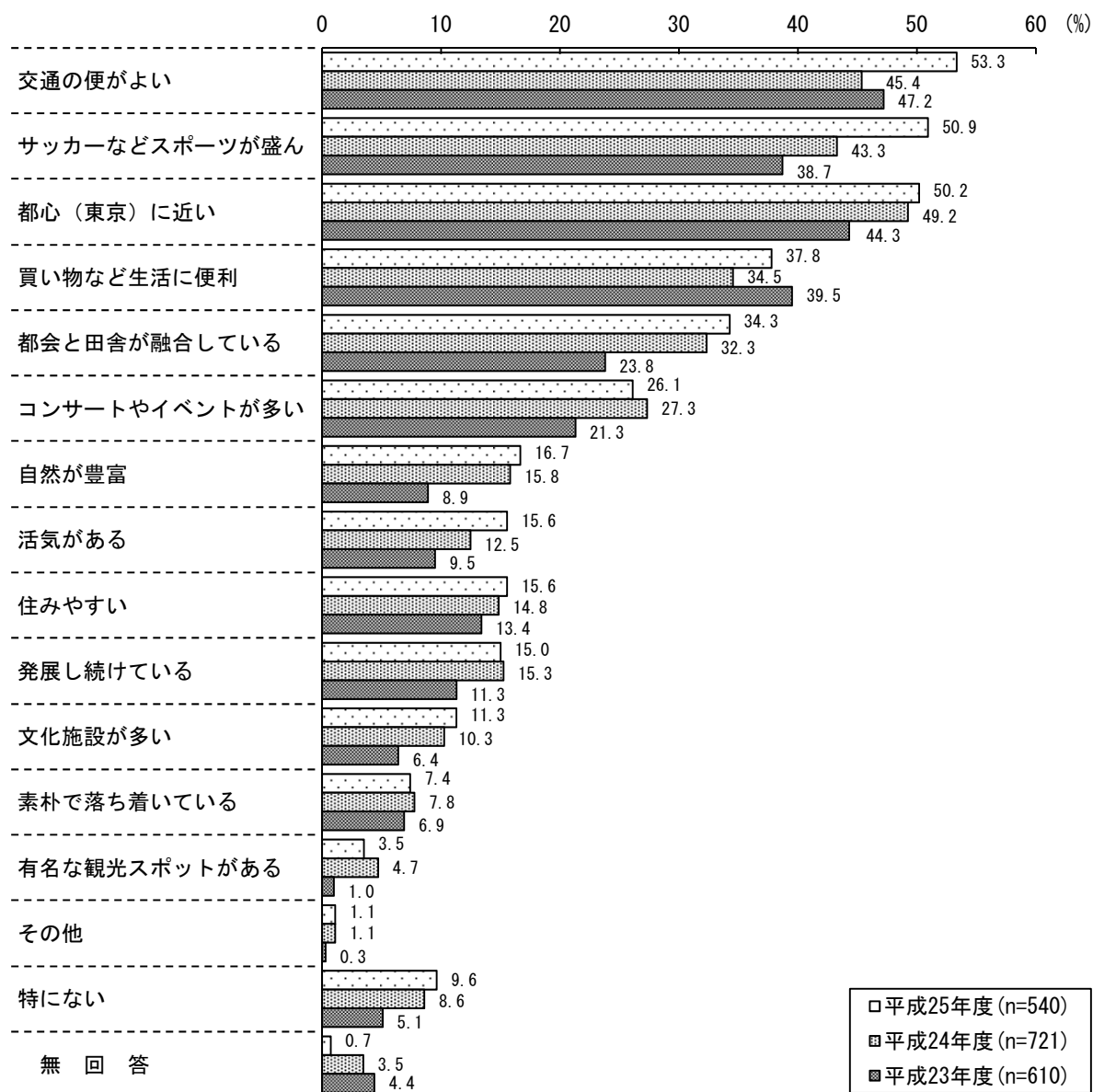
図1-1-1 さいたま市内の施設、名所、特産品等について知っているもの



(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問2 あなたは、「さいたま市」のどのようなところに魅力を感じますか。また、よいところだと思いますか。(〇はいくつでも)

図1-3-1 さいたま市の魅力

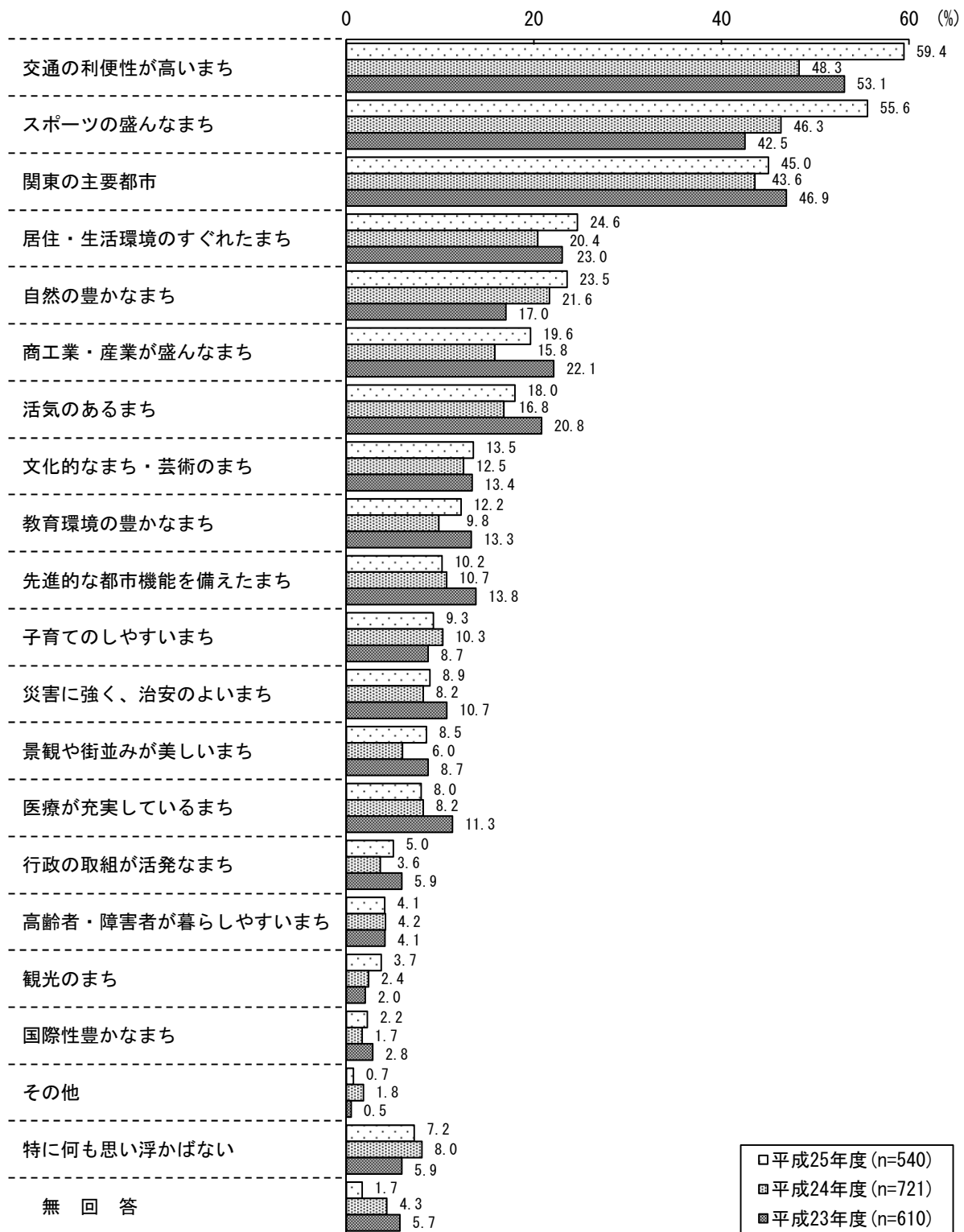


(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問4 現在の「さいたま市」のイメージと今後の発展の方向について質問します。

(1)「さいたま市」にどのようなイメージを持っていますか。(〇はいくつでも)

図1-7-1 さいたま市のイメージ

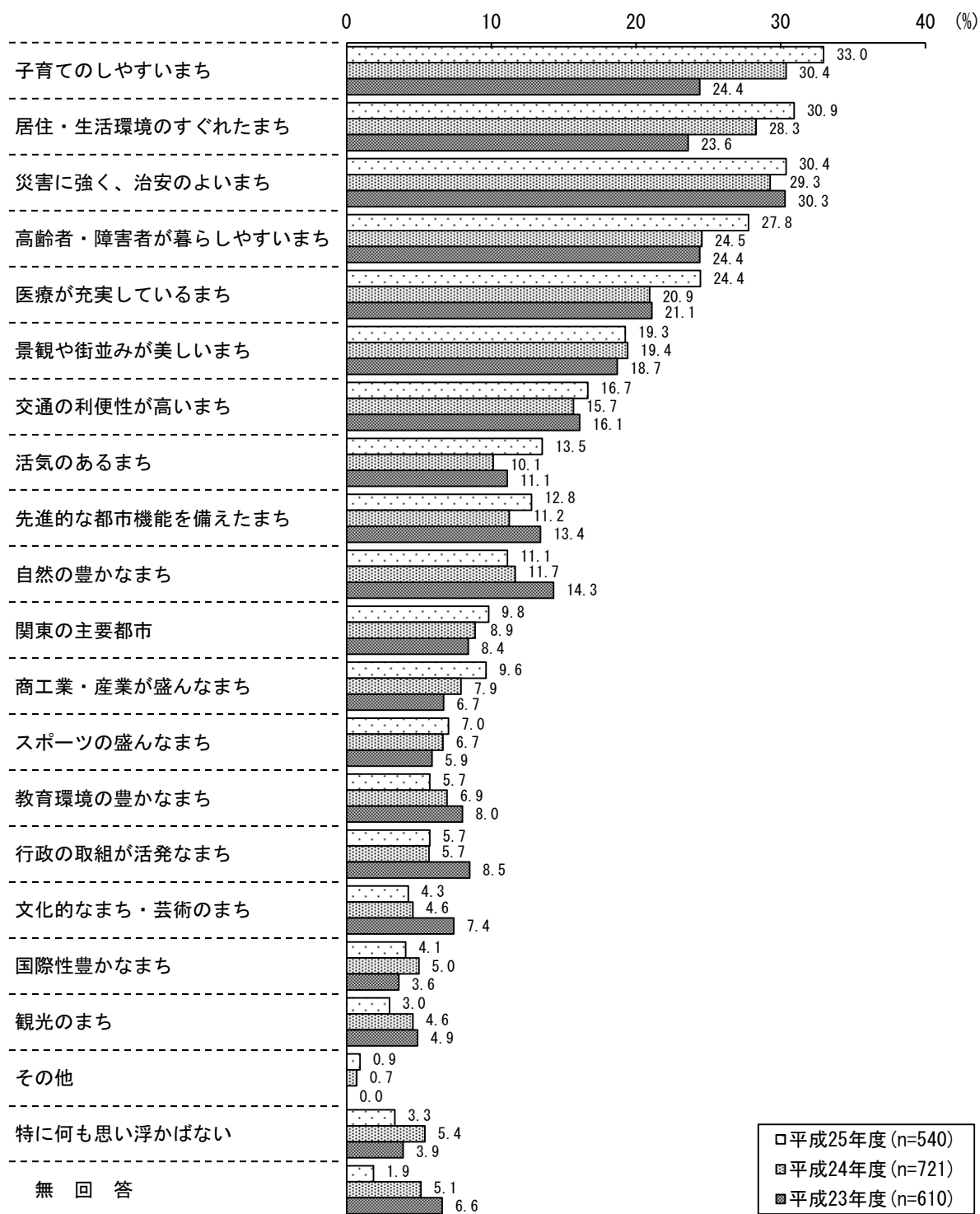


(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

問4 現在の「さいたま市」のイメージと今後の発展の方向について質問します。

(2) 誰もが住んでみたいと思う魅力的な都市になるためには、将来どのような方向へ発展すればよいと思いますか。(〇は3つまで)

図1-9-1 さいたま市の発展の方向性

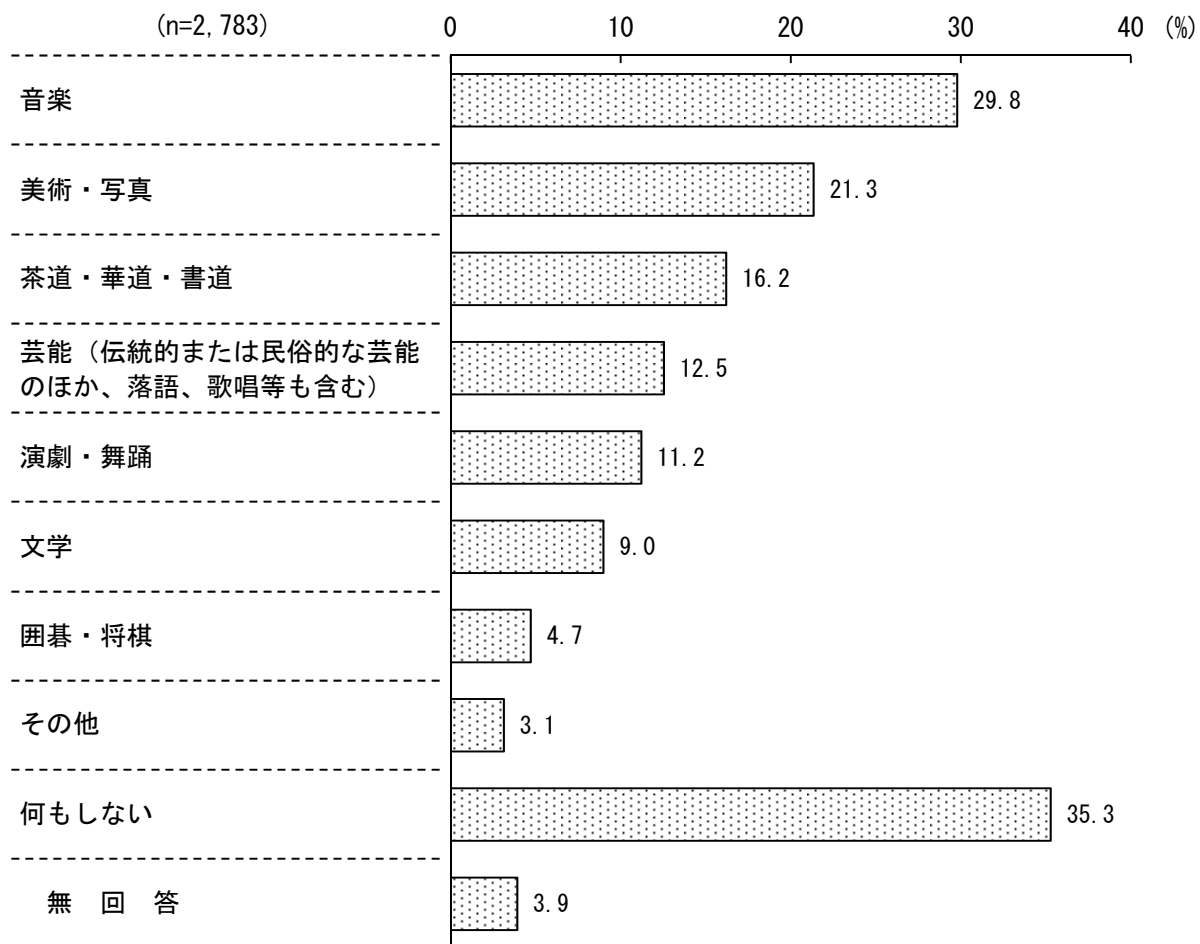


(出典：平成25年度 さいたま市民意識調査報告書)

A-3. 在住者

問17 現在、あなたが参加している、または参加したい文化芸術活動は、どの分野ですか。
 当てはまるものすべてに○印をつけてください。(○はいくつでも)

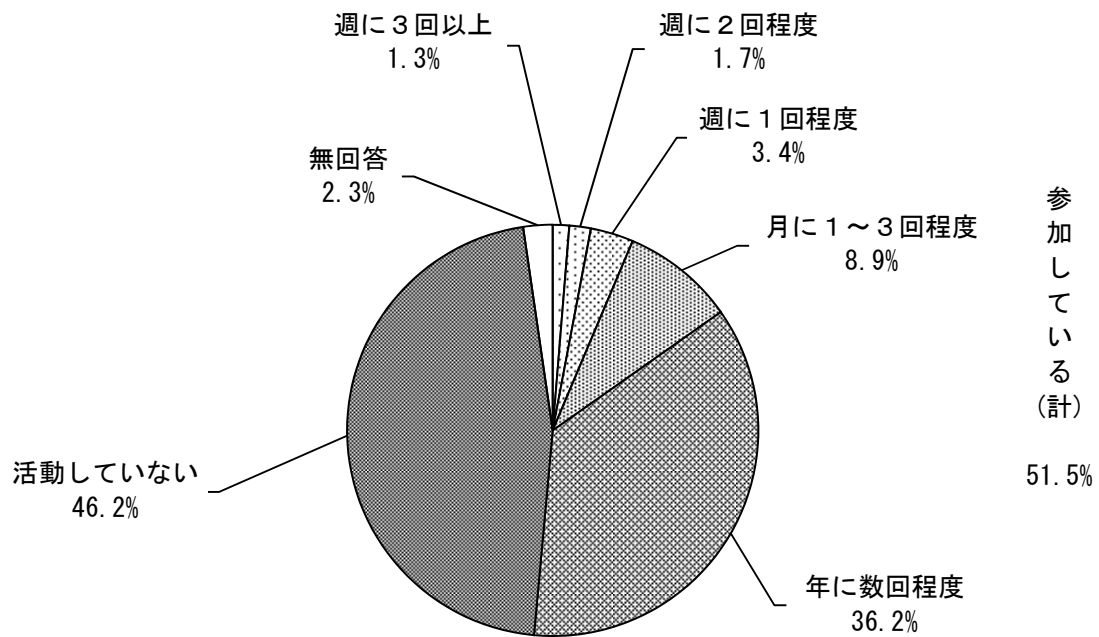
図7-1-1 参加している（参加したい）文化芸術活動



(出典：平成24年度 さいたま市民意識調査報告書)

問 18 あなたは、過去 1 年間に、文化芸術活動（鑑賞等含む）をする機会がどのくらいありましたか。（〇は 1 つ）

図 7-2-1 過去 1 年間の文化芸術活動への参加状況



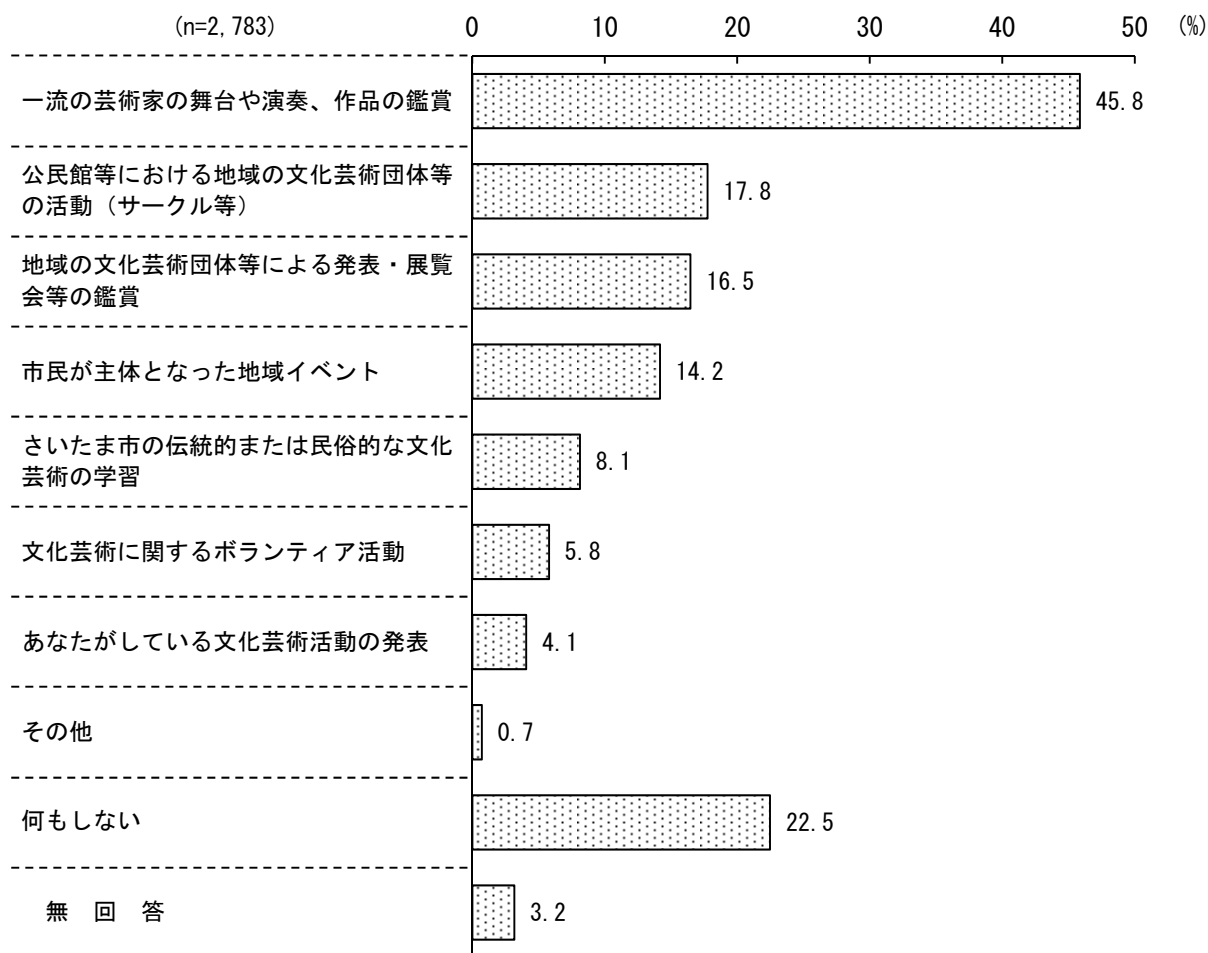
(n=2,783)

（注記）『参加している（計）』は「週に3回以上」から「年に数回程度」の合計

問 19 あなたが、市内で文化芸術活動をするとしたら、どのような活動をしますか。

(○は2つまで)

図 7-3-1 今後活動する文化芸術分野

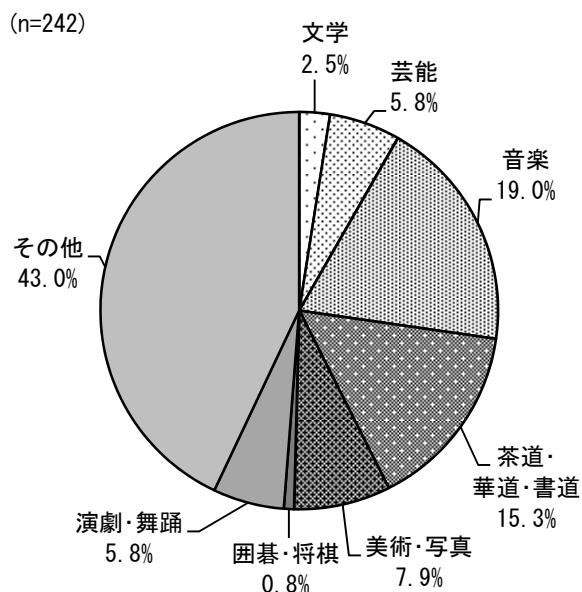


(出典：平成 24 年度 さいたま市民意識調査報告書)

B. 文化芸術活動団体調査

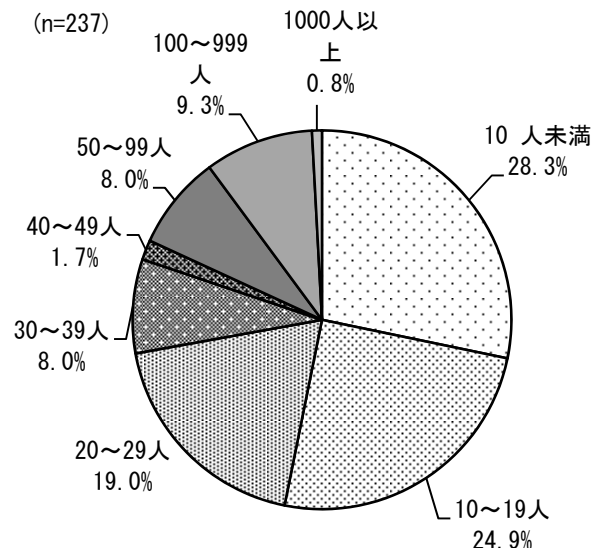
[Q1]主に、どのような活動を行っていますか。

- ①「音楽」(19.0%)が最も多く、次いで「茶道・華道・書道」(15.3%)が多い。



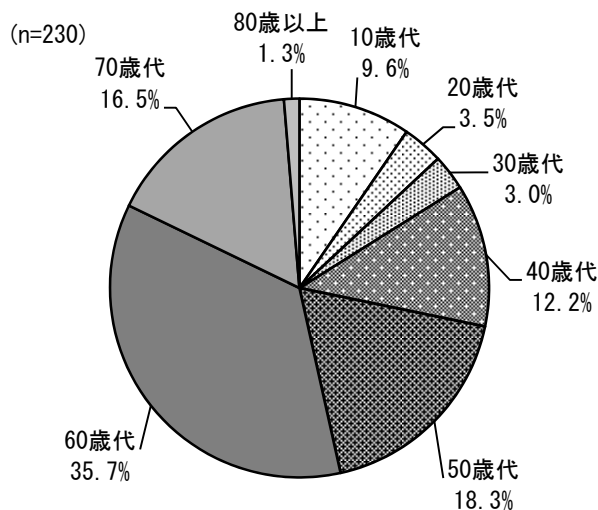
[Q2]会員数は何人ですか。

- ①「10人未満」(28.3%)が最も多く、次いで「10~19人」(24.9%)。
②「100人」を超える大規模なグループも見られる(10.1%)。



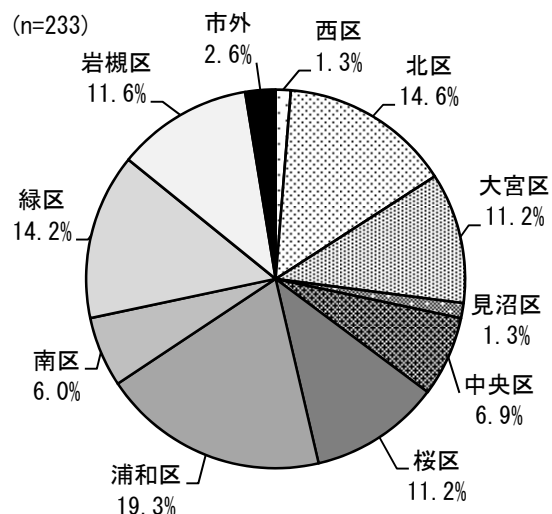
[Q3]会員の中で最も多いのはどの年齢層ですか。

- ①「60歳代」(35.7%)が最も多く、次いで「50歳代」(18.3%)、「70歳代」(16.5%)。60歳以上の高齢者が全体の半数を占めている。



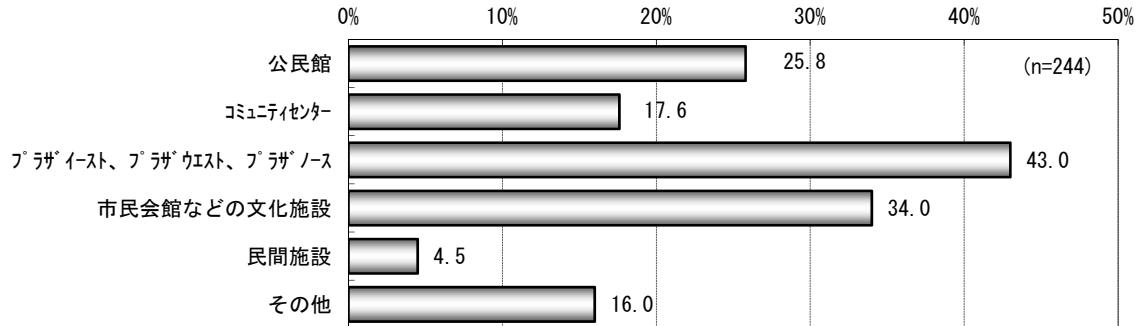
[Q4]主な活動地域はどこですか。

- ①「浦和区」(19.3%)が最も多い。



[Q 5]主な活動場所はどこですか。(複数回答)

- ①「プラザイースト、ウエスト、ノース」(43.0%)が最も多く、次いで「市民会館などの文化施設」(34.0%)が多い。
- ②「民間施設」「その他」は少なく、公共施設が主な活動の場となっている。



[Q 6]活動を行う上で困っていることはありますか。(複数回答)

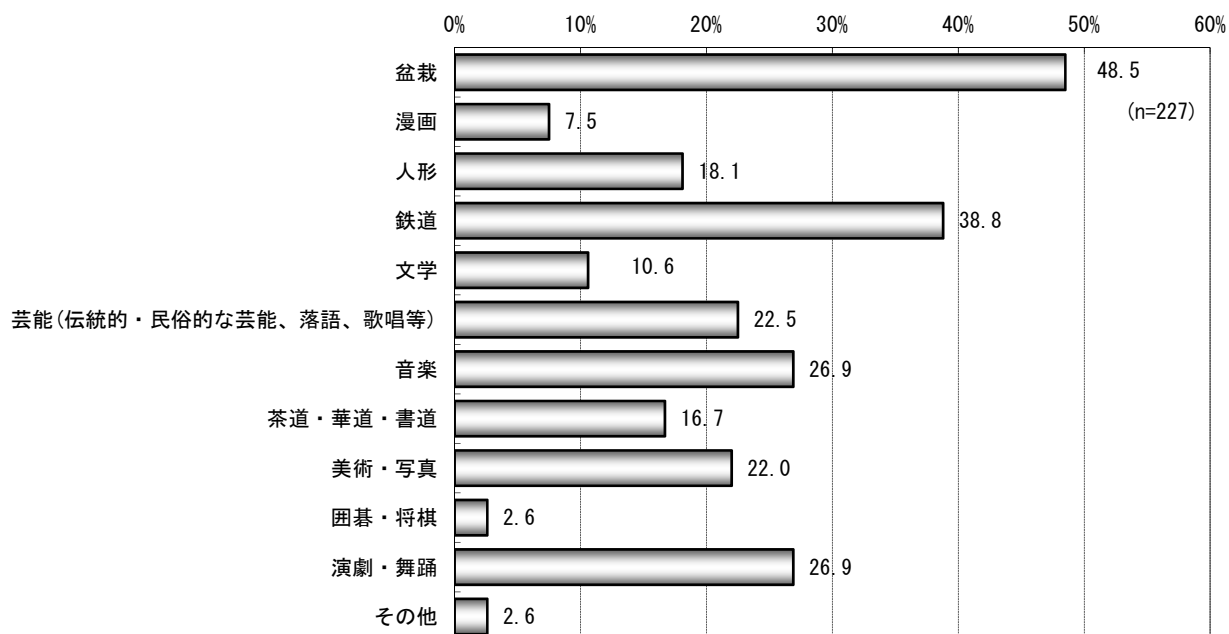
- ①主な課題としては、「会員・後継者の減少」(30.0%)、「練習や活動を行う場所の不足」(27.8%)などが挙げられている。



[Q7]さいたま市を代表する文化芸術として、広く発信すべきものは何ですか。

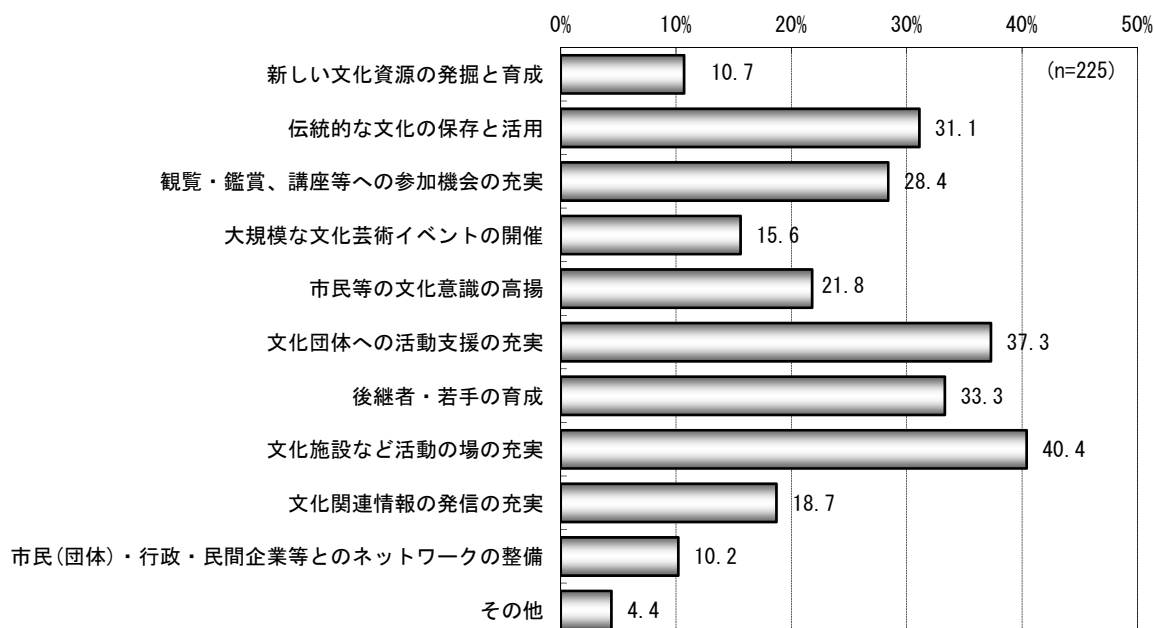
(複数回答)

- ①「盆栽」(48.5%)が最も多く、次いで「鉄道」(38.8%)。
 ②団体の活動で多かった「音楽」(26.9%)は、鉄道に続いて第3位となっている。また、「演劇・舞踊」(26.9%)も同率で3位となっている([Q1]団体の活動で「演劇・舞踊」は、全体の5.8%)。



[Q8]文化芸術を活かしたまちづくりを行うために、どのような取組が必要であるとお考えですか (複数回答)

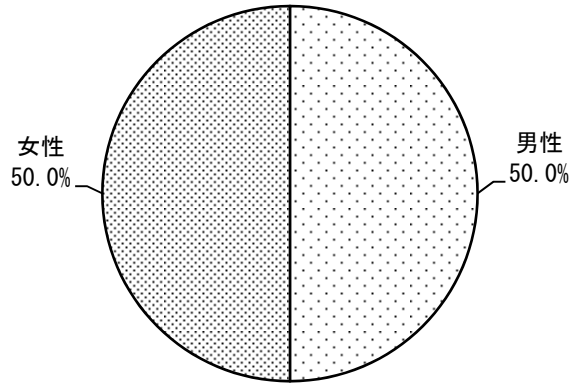
- ①「文化施設など活動の場の充実」(40.4%)が最も多く、次いで「文化団体への活動支援の充実」(37.3%)、「後継者・若手の育成」(33.3%)、「伝統的な文化の保存と活用」(31.1%)。



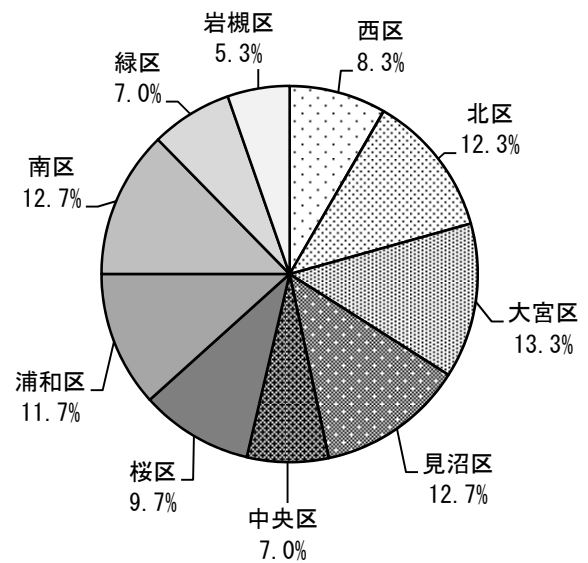
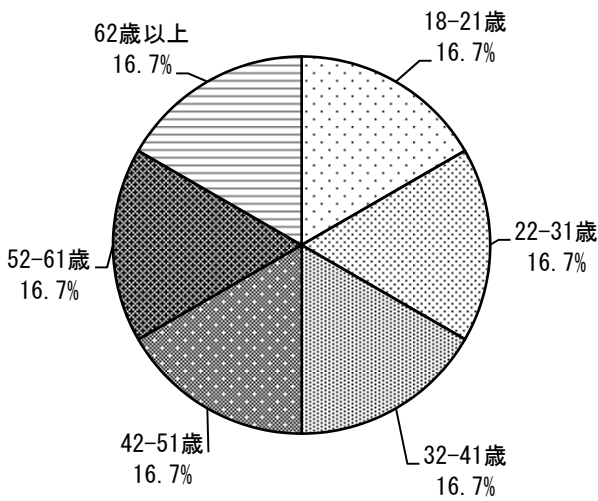
C. 市民文化芸術活動状況調査

<回答者属性>

- 回答者は、さいたま市民で男女及び各年齢層が均一になるよう設定。
- 居住している区については、若干のばらつきがある。最も多いのは「大宮区」(13.3%)、少ないのは「岩槻区」(5.3%)。



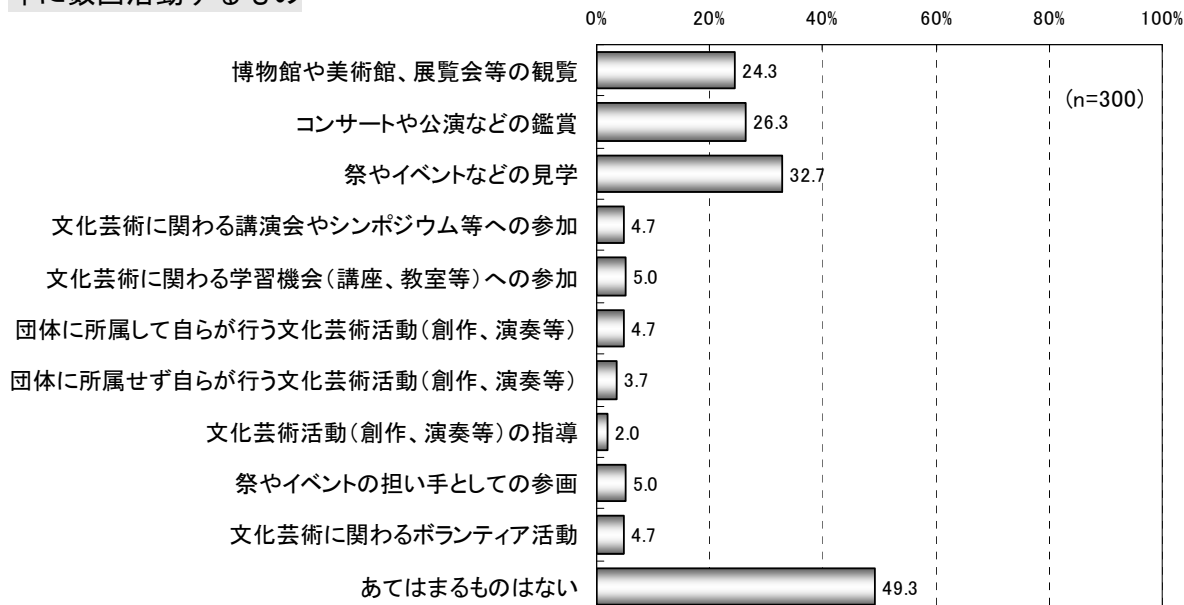
(n=300)



[Q1]さいたま市内で行われる文化芸術活動に参加していますか。(複数回答)

①参加している活動では、「博物館等の観覧」(24.3%)や「コンサートなどの鑑賞」(26.3%)、「祭やイベントなどの見学」(32.7%)といった受動的な活動が中心である。

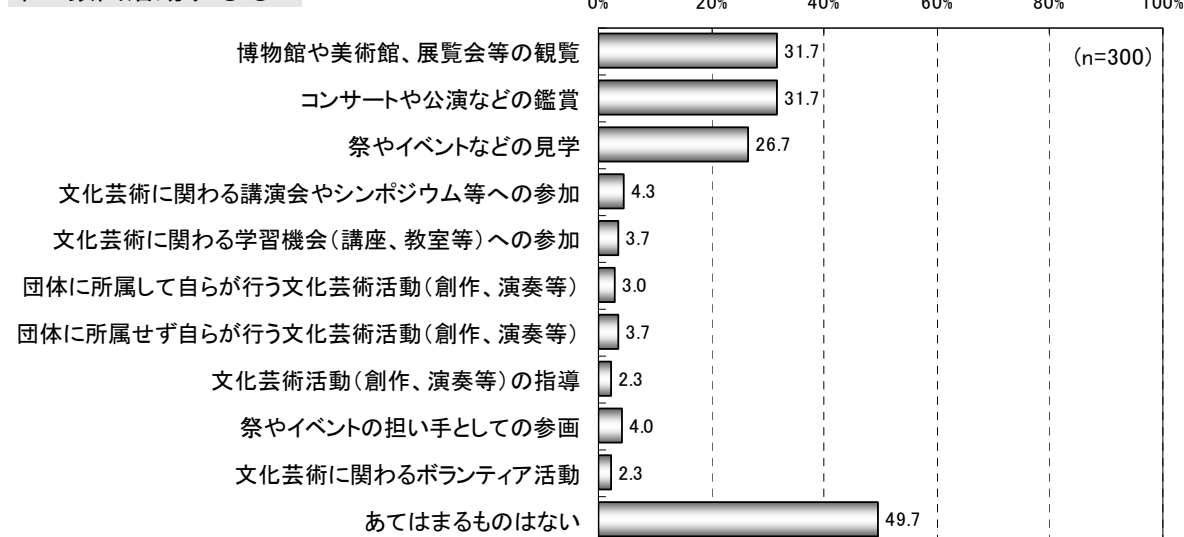
年に数回活動するもの



[Q2]さいたま市外で行われる文化芸術活動に参加していますか。(複数回答)

①参加している活動では、「博物館等の観覧」(31.7%)や「コンサートなどの鑑賞」(31.7%)、「祭やイベントなどの見学」(26.7%)といった受動的な活動が中心である。市内での活動と比べると、「博物館等の観覧」「コンサートなどの鑑賞」では市外での参加率が高いのに比べ、「祭やイベントなどの見学」では市内での参加率が高くなっている。

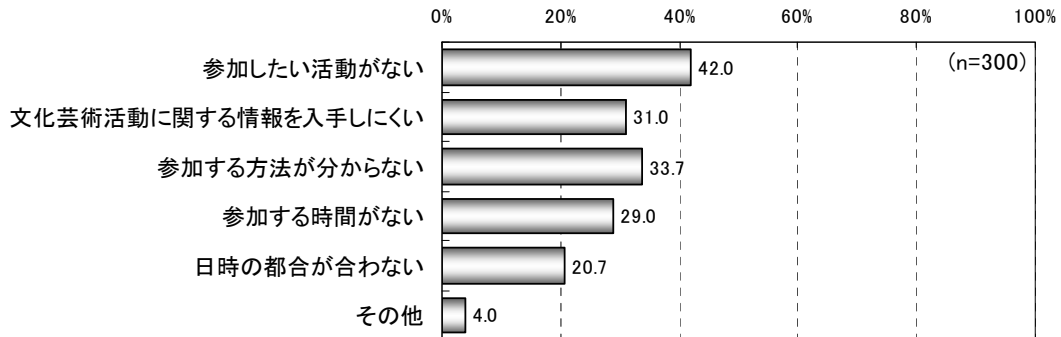
年に数回活動するもの



[Q 3]さいたま市内で行われる文化芸術活動に参加する場合の課題はありますか。

(複数回答)

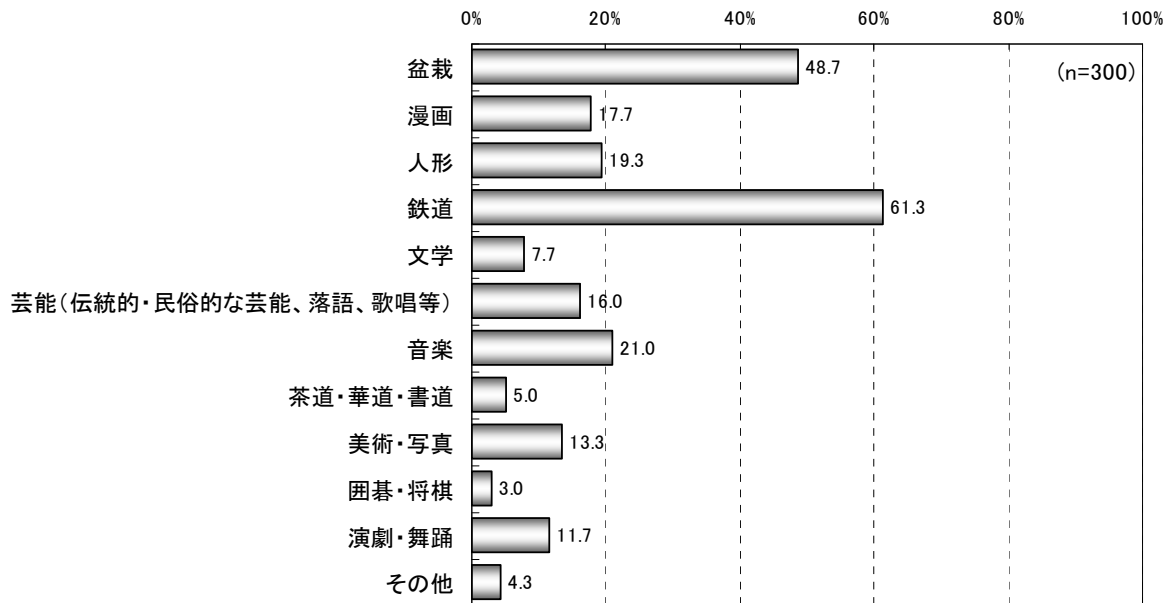
- ①「参加したい活動がない」(42.0%)が最も多い。
- ②「情報を入手しにくい」(31.0%)、「参加する方法が分からない」(33.7%)など、情報発信に関する課題も見られる。



[Q 4]さいたま市を代表する文化芸術として、広く発信すべきものは何ですか。

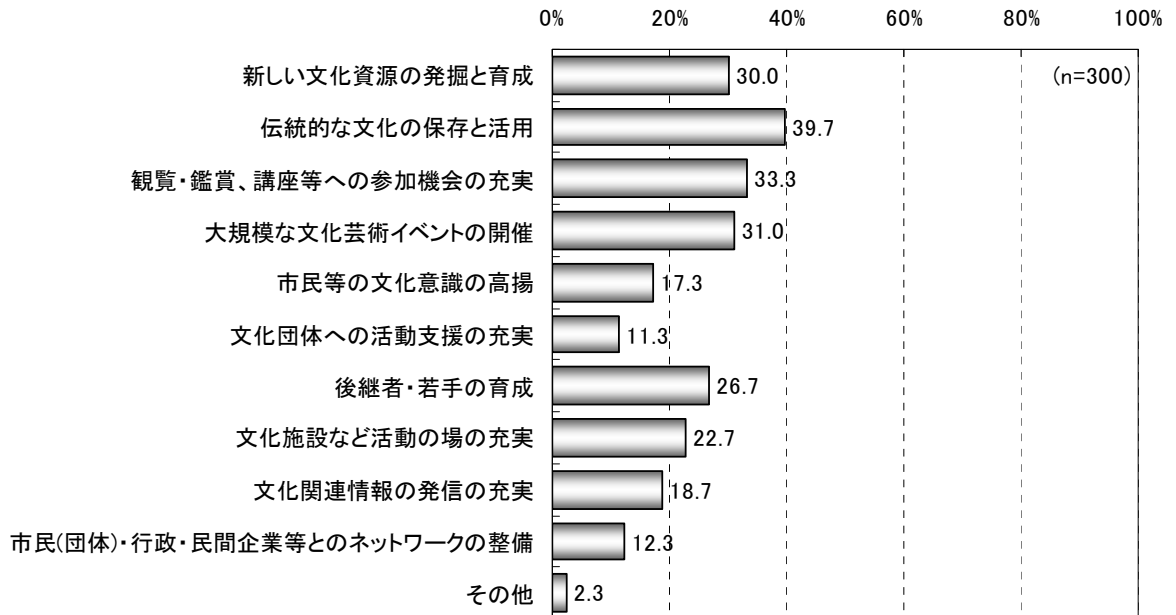
(複数回答)

- ①「鉄道」(61.3%)が最も多く、次いで「盆栽」(48.7%)。



[Q5] 文化芸術を活かしたまちづくりを行うために、どのような取り組みが必要であるとお考えですか。(複数回答)

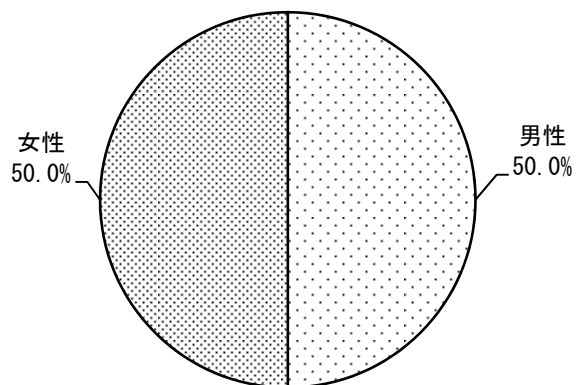
①「伝統的な文化の保存と活用」(39.7%)が最も多い。次いで「観覧・鑑賞等への参加機会の充実」(33.3%)、「大規模な文化芸術イベントの開催」(31.0%)、「新しい文化資源の発掘と育成」(30.0%)がほぼ同率で並んでいる。



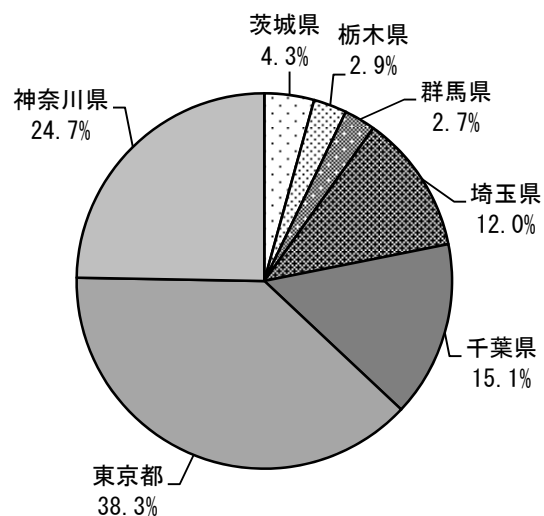
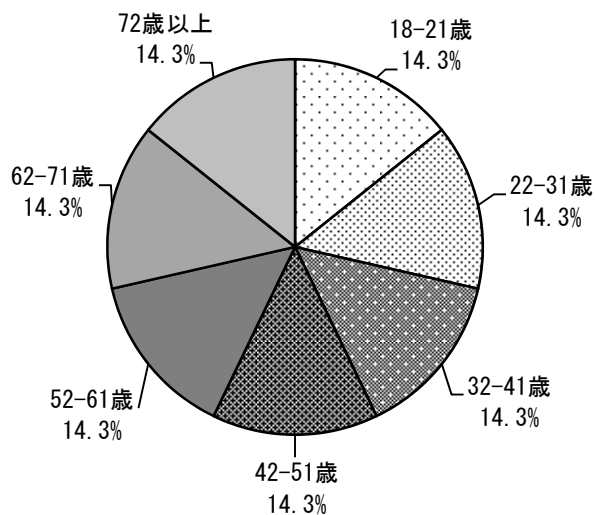
D. さいたま市イメージ調査

<回答者属性>

- ・回答者は、男女及び各年齢層が均一になるよう設定。
- ・居住地については、ばらつきがある。最も多いのは「東京都」(38.3%)、少ないのは「群馬県」(2.7%)。

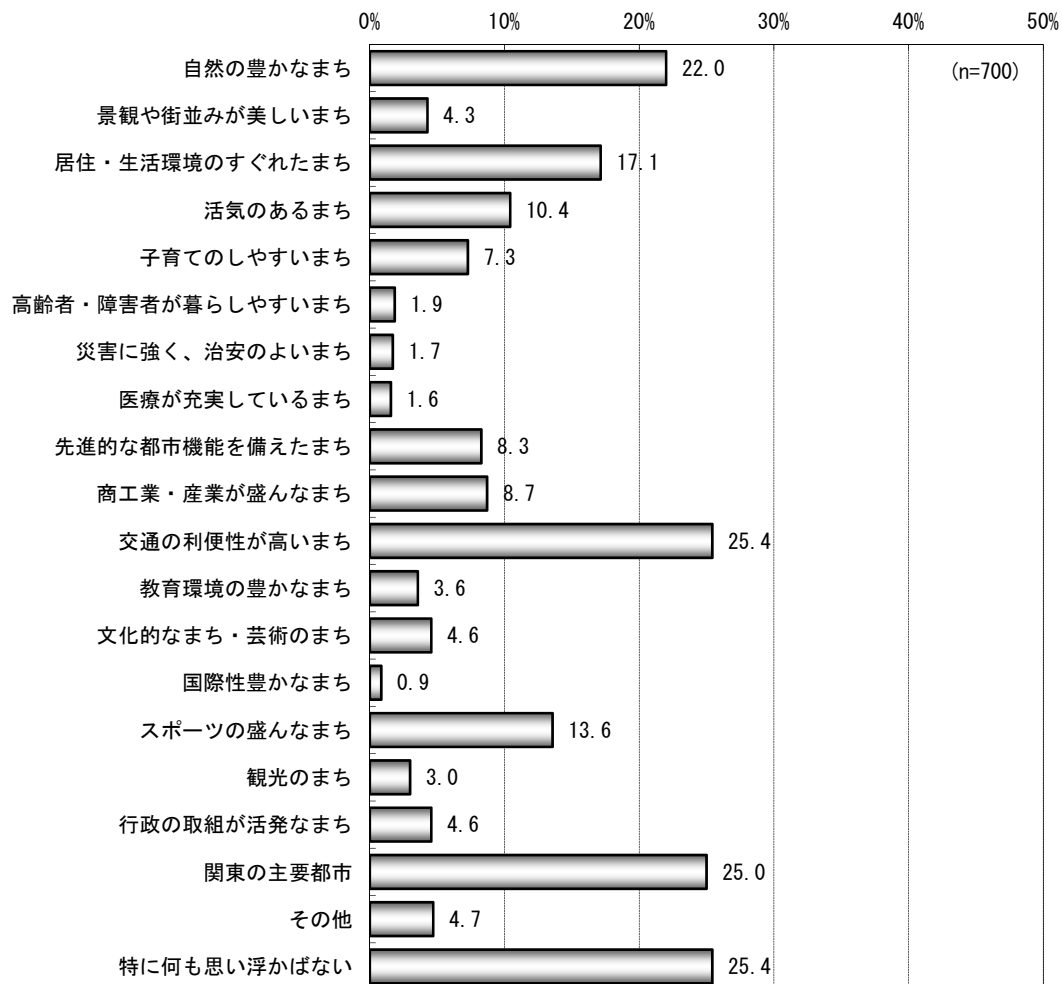


(n=700)



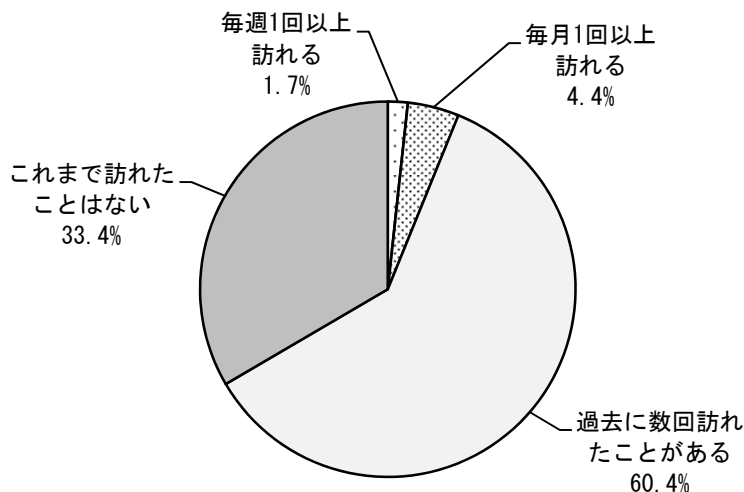
[Q1] さいたま市にどのようなイメージをお持ちですか。(複数回答)

- ① 「交通の利便性が高いまち」(25.4%)、「関東の主要都市」(25.0%)、「特に何も思い浮かばない」(25.4%) がほぼ同列で多い。次いで、「自然の豊かなまち」(22.0%)。
- ② 「文化的なまち・芸術のまち」は4.6%にとどまる。



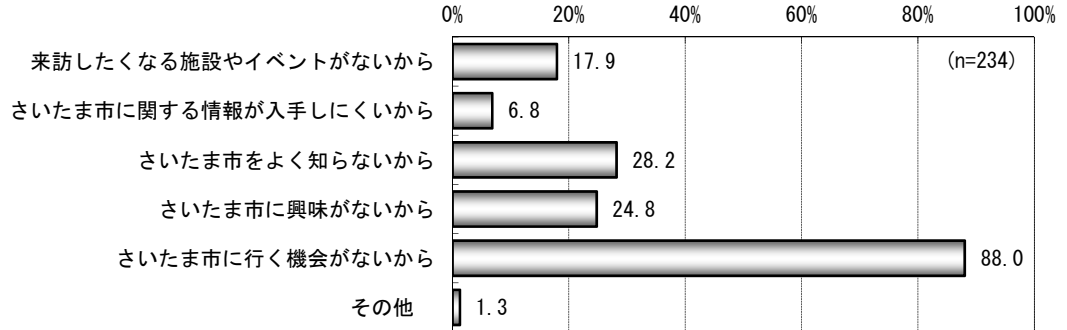
[Q2] さいたま市を訪れたことがありますか。

- ① 「過去に数回訪れたことがある」(60.4%) が最も多い。
- ② 「これまでに訪れたことはない」も33.4%に上る。



[Q 3] (さいたま市を訪れたことのない方) 来訪しない理由は何ですか。(複数回答)

- ①「さいたま市に行く機会がないから」(88.8%) が最も多い。
- ②「さいたま市をよく知らないから」(28.2%)、「さいたま市に興味がないから」(24.8%) も多く、さいたま市のイメージが伝わっていないことが伺える。



[Q 4] さいたま市を訪れるきっかけとして、どのようなことが考えられますか。(複数回答)

- ①「コンサートなどの鑑賞」(21.6%) が最も多く、次いで「ショッピング」(19.7%)、「博物館・美術館の観覧」(14.0%) の順。
- ②「スポーツへの参加・観戦」(13.4%)、「花見・植物などの観賞」(11.1%) も、比較的人気がある。

